

中小企業向け県制度融資

中小企業災害対策資金

受付期間 令和元年10月16日～令和2年1月17日

令和元年台風19号で被災した事業者が
復旧・復興資金として利用できます

資金使途の例

【直接被害】

- ✓ 台風により工場の一部が破損したので修理したい。
- ✓ 浸水により工場内の機械設備が水没したので買い替えたい。

【間接被害】

- ✓ 停電や断水により工場が稼働しないので当面の運転資金を確保したい。
- ✓ 仕入先の稼働停止により売上げが減少したので資金繰りの手当をしたい。

融資限度額 5,000万円

県の利子補給率

0.47%

(信用保証 必須)

融資利率 (固定金利)
年1.5%以内 又は 年1.6%以内

【融資期間】
最長10年間
(据置1年以内)

保証料補助制度

○直接被害を受けた事業者の信用保証料を軽減

普通保証 0.3～1.3% → 0.15～0.6%

SN4号保証 0.6% → 0.00%

○SN4号保証または激甚災害保証が利用可能な場合、普通保証で借りた当
資金の信用保証料は借換によりゼロとします。

『中小企業災害対策資金』の概要

(令和元年10月18日現在)

区 分	内 容	
融 資 対 象 者	県内において、6か月以上継続して同一事業を営んでいる中小企業者（個人事業者・会社）、組合であって、令和元年台風19号により直接被害又は間接被害を受けたもの	
	直接被害	間接被害
	事業用建物、設備、備品、商品等に実被害を受けたもの	実被害以外の影響で1ヶ月間の売上が前年同月比で10%以上減少した又は減少する見込みのもの
融 資 限 度 額	5,000万円	
融 資 利 率	年1.6%:普通保証(県内全域) 年1.5%:SN4号保証(伊豆の国市、函南町)	
資 金 使 途	直接被害	間接被害
	災害復興に必要な設備資金、運転資金	運転資金
保 証 料 (保証料補助後)	直接被害	間接被害
	普通保証 :0.15~0.6% SN4号保証*:0.00%	普通保証 :0.3~1.3% SN4号保証*:0.60%
融 資 期 間	10年以内	
償 還 方 法	元金均等月賦償還又は元利均等月賦償還(据置は1年以内)	
担保及び保証人	金融機関及び県信用保証協会の取扱いによる	
ホ ー ム ペ ー ジ	http://www.pref.shizuoka.jp/sangyou/sa-540/seido/sikin-05.html	
提 出 書 類	<ul style="list-style-type: none"> ・ 申込書(様式第1号) ・ 被害状況等報告書 ・ 信用保証協会で定める書類 ・ 直接被害の場合、被害状況を確認できる資料(写真又は公的機関が発行した罹災証明書) 	

※SN4号保証を利用する場合には、各市町長が発行する認定書が必要となります。

- ・お申込みは、下記の申込窓口まで、お願いします。
- ・お申込みの際は、金融機関及び信用保証協会の審査があり、ご希望に添えない場合がございます。

◆ 申込窓口・問合せ先 ◆

- ・ 県内各取扱金融機関、商工会議所、商工会、静岡県中小企業団体中央会、(公財)静岡県産業振興財団
- ・ 静岡県経済産業部商工金融課(054-221-2513)

